令和３年度事業計画書

危険物の安全確保を図り、広く危険物災害の防止等を推進するため、関係官庁及び関係団体との連絡調整、情報交換等を図り、以下に掲げる事業を行う。

１　危険物に関する安全思想の普及・啓発

⑴　インターネット環境を活用した情報発信

パソコンやスマートフォンの普及により、誰もが手軽にアクセスできるようになったホームページ等で、危険物に関する情報を広く発信する。

⑵　広報誌、小冊子等の発行

会員、危険物取扱者及び一般住民など、ターゲット毎に必要な情報を盛り込んだ広報誌、小冊子等の編集、発行を行う。

⑶　危険物安全週間に関する事業の推進

危険物の安全管理に係る功労者及び事業所等に対する表彰をはじめ、危険物安全週間関係事業の推進を行う。

⑷　講演会、研修会等の開催

危険物施設関係者を対象として開催し、知識、技術の習熟を図る。

２　公益事業基金事業に係る危険物の安全対策の推進

公益事業基金を活用し、危険物の安全対策を促進するため、都道府県危険物安全協会（連合会）等が実施する危険物の安全思想の普及・啓発事業等に対する助成の充実を図る。

３　危険物の安全対策に関する調査研究

⑴　危険物取扱者資格取得支援のためのアニメーション動画教材に関する調査研究

令和２年度の調査研究では危険物取扱者試験支援のためのアニメーション動画の制作を行ったが、今年度も引き続き、次のとおり実効性のあるアニメーション動画の制作及び検証の調査研究を行う。

ア　危険物取扱者資格取得を目指している者の学習環境等（学習場所・時間、学習ツール等）のウェブ調査を実施する。

イ　令和２年度に制作したアニメーション動画の改良等を行う。

ウ　より効果的で学習意欲を高めるアニメーション動画の制作及び検証を行う。

⑵　危険物取扱者保安講習のオンライン化等に向けた調査研究

保安講習の講習効果を高めるための方策として、タブレットを活用した効果測定、グループワークによる危険予知訓練について検証するとともに、保安講習のオンライン化について研究する。

4　危険物取扱者の法定講習等に対する支援

⑴　法定講習に係る教材の編集、発行

ア　法定講習に係るテキストを編集、発行する。

イ　法定講習等に係る視聴覚教材（ＤＶＤ）を作製、編集する。

⑵　教養図書等の編集、発行

ア　危険物取扱者の資格を取得するための準備講習に係るテキストを編集、発行する。

イ　準備講習に係るテキストの内容について、充実と利便性の向上を図るため、ＩＴ環境を活用して映像資料のほか模擬試験問題などを配信する。

ウ　「危険物取扱者・作業従事者のための事故防止チェックリスト」（小冊子）を編集、発行する。

⑶　法定講習等の講師に対する資質向上の支援

ア　法定講習に係る全国的な講習内容の水準確保等を図るため、法定講習の講師を対象とした研修会を行う。今年度については、コロナウイルス感染症の影響等も考慮して映像配信方法で行う。

イ　危険物の保安に携わる危険物取扱者を養成するための準備講習の内容充実を図るため、準備講習の講師に対するサポートなどの支援を行う。

⑷　法定講習受講手数料の改定に向けた取り組み

都道府県危険物安全協会（連合会）が実施する法定講習について、３年ごとの見直しにおいて、実態に即した手数料に改定されるよう関係各所に働きかけ、講習の内容の充実等が図られるよう取り組む。

5　地下タンク等及び移動貯蔵タンクの定期点検事業等の推進

⑴　点検技術者を養成するための初回講習及び講習修了者を育成するための定期講習の受講促進を図る。

⑵　点検技術者に対して、点検方法及び安全管理の問題点等に関する情報提供を行い、定期点検の適正な業務の推進を図る。

⑶　認定事業者に対して、指導員制度を推進し、点検技術者の資質の向上を図る。

⑷　地下タンク等の漏れの点検方法、機器等の性能評価を行う。

6　鋼製地下タンクＦＲＰ内面ライニング施工事業等の推進

⑴　認定事業者に対して、施工方法及び安全管理の問題点等に関する情報提供を行い、ＦＲＰ内面ライニング施工の適正な工事の推進を図る。

⑵　認定事業者に対して、当協会職員による実態調査及び指導を行い、管理・監督者及びライニング施工者の資質の向上を図る。

7　危険物災害防止対策推進のための消防機関等への支援

⑴　「危険物製造所・一般取扱所の設置許可等に係る審査事務用チェックリスト」の作成

危険物製造所・一般取扱所の設置許可等に係る審査事務に関する全国共通のマニュアルがないことから、検討委員会を設置し、市町村の消防職員用のチェックリストを作成する。

⑵　研修会の開催

ア　消防職員を対象とした「企業防災対策指導研修会」の開催

消防機関支援として令和２年度に作成した「危険物給油取扱所の設置許可等に係る審査事務用チェックリスト」を教材として、市町村の消防職員を対象とした研修会を開催する。

イ　事業所を対象とした「事故防止研修会」の開催

危険物施設を保有する事業所の要請に応じて、事業所に出向いて研修会を開催する。